

## 第1-2-1図 少子化社会対策大綱(概要)～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～

**2020年5月29日閣議決定**  
 ・少子化社会対策基本法※1に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針  
 ・2004年、2010年、2015年に続く第4次の大綱

### 少子化社会対策大綱(概要) ～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～

**<背景>**

- ・少子化の進行は、人口(特に生産年齢人口)の減少と高齢化を通じて、社会経済に多大な影響
- ・少子化の主な原因は、未婚化・晩婚化、有配偶出生率の低下。背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因
- ・希望の実現を阻む隘路を打破するため、長期的な展望に立ち、必要な安定財源を確保しながら、総合的な少子化対策を大胆に進める必要
- ・新型コロナウイルス感染症の流行は、安心して子供を生育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
- ・学校の臨時休業等により影響を受ける子育て世帯に対する支援等の対策と併せて、非常時の対応にも留意しながら総合的な少子化対策を進める

**<基本的な目標>**

- ・「希望出生率1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚・妊娠・出産・子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を育てる社会をつくる

**<基本的な考え方>**

**1 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる**

- ・若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備
- ・結婚を希望する者への支援
- ・男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
- ・子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援
- ・男性の家事・育児参画の促進・働き方改革と暮らし方改革

**2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える**

- ・子育てに関する支援(経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等)
- ・在宅子育て家庭に対する支援
- ・多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援
- ・妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援
- ・子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い

**3 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める**

- ・結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援
- ・地方創生と連携した取組の推進

**4 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる**

- ・結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成
- ・妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備
- ・結婚、妊娠・出産、子供・子育てに関する効果的な情報発信

**5 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する**

- ・結婚支援・子育て分野におけるICTやAI等の科学技術の成果の活用促進

このほか、ライフステージ(結婚前、結婚、妊娠・出産、子育て)ごとに施策の方向性を整理

**<施策の推進体制等>**

- ・有識者の意見を聞きつつ、施策の進捗状況等を検証・評価する体制を構築し、PDCAサイクルを適切に回す
- ・施策について数値目標を設定するとともに、その進捗を定期的にフォローアップ※2
- ・更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討

※1 少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)(抄) 第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

※2 本大綱については、施策の進捗状況とその効果、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目処に見直しを行うこととする。

## 第1-2-2図 少子化社会対策大綱のポイント

### 少子化社会対策大綱のポイント

- ◆ 新たな「少子化社会対策大綱」を、令和2年5月29日に閣議決定。
- ◆ 基本的な目標として「希望出生率1.8」の実現を掲げ、目標実現のための具体的な道筋を示す狙い。

**背景**

- 2019年の出生数は86万5,239人と過去最少(「86万ショック」)
- 少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす、国民共通の困難
- 少子化の背景にある、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組む必要

**主な施策**

- 「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める

<p><b>【結婚しない理由】</b> 男女とも「適当な相手にめぐり合わない」が最多</p>	<p><b>【理想の子供数を持たない理由(理想1人)】</b> 欲しいけれどできないから(74.0%)</p>	<p><b>【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】</b> 家事・育児時間なし: 10.0% 6時間以上: 87.1%</p>	<p><b>【理想の子供数を持たない理由(理想3人)】</b> 子育てや教育にお金がかかりすぎるから(69.8%)</p>
--	---	--	---

**結婚支援**

地方公共団体が行う総合的な結婚支援の一層の取組を支援

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経済的負担を軽減

**妊娠・出産への支援**

<不妊治療>  
不妊治療の費用助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には広く医療保険の適用を検討し、支援を拡充

<切れ目のない支援>  
産後ケア事業の充実等

**仕事と子育ての両立**

<男性の家事・育児参画促進>  
男性の育休取得30%目標に向けた総合的な取組の推進

<育児休業給付>  
上記取組の推進状況を踏まえ、中長期的な観点から、その充実を含め、効果的な制度の在り方を総合的に検討

<待機児童解消>  
保育の受け皿確保

**地域・社会による子育て支援**

保護者の就業の有無等にかかわらず多様なニーズに応じて、全ての子育て家庭がそれぞれが必要とする支援にアクセスでき、安全かつ安心して子供を育てられる環境を整備

**経済的支援**

<児童手当>  
財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討

<高等教育の修学支援>  
多子世帯に更に配慮した制度の充実を検討

<幼児教育・保育の無償化>  
2019年10月からの無償化を着実に実施

- 更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進める

**新型コロナウイルス**

- 新型コロナウイルスの流行は、安心して子供を生育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
- 非常時の対応にも留意しながら、事態の収束後に見込まれる社会経済や国民生活の変容も見通しつつ、総合的な少子化対策を進める